平成30年12月 大竹市議会定例会(第5回)議事日程

平成30年12月18日10時開会

					平成30年	12月18日108	時開会
目	程	童	義案番	导号	件 名	付	記
第	1				会議録署名議員の指名		
第	2	認	第	3号	平成29年度大竹市一般会計決算	(認	定)
第	3	認	第	4号	平成29年度大竹市国民健康保険特別会計決算	(認	定)
第	4	認	第	5号	平成29年度大竹市漁業集落排水特別会計決算	(認	定)
第	5	認	第	6号	平成29年度大竹市農業集落排水特別会計決算	(認	定)
第	6	認	第	7号	平成29年度大竹市港湾施設管理受託特別会計	(認	定)
					決算		
第	7	認	第	8号	平成29年度大竹市土地造成特別会計決算	(認	定)
第	8	認	第	9号	平成29年度大竹市介護保険特別会計決算	(認	定)
第	9	認	第1	0号	平成29年度大竹市後期高齢者医療特別会計決	(認	定)
					算		
第	1 0	議夠	案第 5	8号	大竹市市議会議員及び大竹市長の選挙における	(原	案可決)
					選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正に		
					ついて		
第	1 1	議夠	案第 5	9号	一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員	(原	案可決)
					の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正		
					について		
第	1 2	議夠	案第 6	0号	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例	(原	案可決)
					の一部改正について		
第	1 3	議夠	案第 6	1号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する	(原象	案可決)
					条例の一部改正について		
第	1 4	議夠	案第 6	2号	長期継続契約を締結することができる契約を定	(原象	案可決)
					める条例の一部改正について		
第]	1 5	議夠	案第 6	3号	大竹市工場立地法地域準則条例の制定について	(原類	案可決)
第]	16	議夠	案第 6	5 号	大竹市手すき和紙作業所設置及び管理条例の制	(原類	案可決)
					定について		
第]	17	議多	案第 6	6号	広島県市町総合事務組合規約の変更について	(原	案可決)
第]	1 8	議多	案第 6	9号	指定金融機関の指定更新について	(原	案可決)
第]	19	議夠	案第7	0号	平成30年度大竹市一般会計補正予算(第3号	(原類	案可決)
第2	2 0	議夠	案第 6	4号	大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例及び大竹	(原類	案可決)
					市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正に		
					ついて		
第2	2 1	議多	案第 6	7号	財産の無償貸付けについて	(原類	案可決)
第2	2 2	議多	案第6	8号	工事施行協定の締結について	(原象	案可決)

- 第23 議案第71号 平成30年度大竹市国民健康保険特別会計補正 (原案可決) 予算(第2号)
- 第24 議案第72号 平成30年度大竹市土地造成特別会計補正予算 (原案可決) (第2号)
- 第25 議案第73号 平成30年度大竹市介護保険特別会計補正予算 (原案可決) (第1号)
- 第26 議案第74号 平成30年度大竹市後期高齢者医療特別会計補 (原案可決) 正予算(第1号)
- 第27 議案第75号 大竹市議会基本条例の制定について (即 決)

〇会議に付した事件

- ○日程第 1 会議録署名議員の指名
- ○日程第 2 認第3号から日程第9 認第10号まで(報告・討論・認定)
- ○日程第10 議案第58号から日程第19 議案第70号(報告・討論・表決)
- ○日程第20 議案第64号から日程第26 議案第74号(報告・表決)
- ○日程第27 議案第75号(説明・討論・表決)

〇出席議員(15人)

	- • •,					
1番	児	玉	朋	也	2番 小田上 尚	典
3番	末	広	和	基	4番 賀屋幸	治
5番	北	地	範	久	6番 西村一	啓
7番	和	田	芳	弘	8番 大井	渉
9番	網	谷	芳	孝	10番 藤井	馨
11番	Щ	崎	年	_	12番 細川雅	子
13番	寺	岡	公	章	14番 田 中 実	穂
15番	Щ	本	孝	三		

〇欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

市					長	入	Щ	欣	郎
副		Ħ	ī		長	太	田	勲	男
教		官	Ĩ		長	大	石		泰
総	į	務	部		長	吉	岡	和	範
市	民	生	活	部	長	香	Ш	晶	則
健康	福祉	部長兼		事務	折長	米	中	和	成
建	i	設	部		長	坪	浦	伸	泰
上	下	水	道	局	長	高	津	浩	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$
消		15	方		長	橋	村	哲	也
総務詞	総務課長併任選挙管理委員会事務局					中	村	_	誠
企	画	財	政	課	長	\equiv	原	尚	美
監		理	課		長	豊	原		学

会計管理者兼会計課長野島等総務学事課長真鍋和聰監查委員藥師寺基夫監查事務局長田中宏幸

〇出席した事務局職員

 議
 会
 事
 務
 局
 長
 中
 曽
 一
 夫

 議
 事
 係
 長
 加
 藤
 豪

10時00分 開議

○議長(児玉朋也) おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。 これより日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(児玉朋也) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において5番、北地範久議員、6番、西村一啓議員を指名いたします。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

#### 日程第2~日程第9〔一括上程〕

認 第 3号 平成29年度大竹市一般会計会計決算

認 第 4号 平成29年度大竹市国民健康保険特別会計決算

認 第 5号 平成29年度大竹市漁業集落排水特別会計決算

認 第 6号 平成29年度大竹市農業集落排水特別会計決算

認 第 7号 平成29年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算

認 第 8号 平成29年度大竹市土地造成特別会計決算

認 第 9号 平成29年度大竹市介護保険特別会計決算

認 第10号 平成29年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算

○議長(児玉朋也) 日程第2、認第3号平成29年度大竹市一般会計決算から日程第9、認 第10号平成29年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件を一括議題といたします。 本8件に関し、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、賀屋幸治議員。4番。

#### 決算特別委員会議案審查報告書

平成30年9月19日、第4回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議 | 案番号 | 件名                    | 審査の | 治果 |
|---|-----|-----------------------|-----|----|
| 認 | 第3号 | 平成29年度大竹市一般会計会計決算     | 認   | 定  |
| 認 | 第4号 | 平成29年度大竹市国民健康保険特別会計決算 | 認   | 定  |
| 認 | 第5号 | 平成29年度大竹市漁業集落排水特別会計決算 | 認   | 定  |

| 認 | 第6号  | 平成29年度大竹市農業集落排水特別会計決算   | 認 | 定 |
|---|------|-------------------------|---|---|
| 認 | 第7号  | 平成29年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算 | 認 | 定 |
| 認 | 第8号  | 平成29年度大竹市土地造成特別会計決算     | 認 | 定 |
| 認 | 第9号  | 平成29年度大竹市介護保険特別会計決算     | 認 | 定 |
| 認 | 第10号 | 平成29年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算  | 認 | 定 |

平成30年10月15日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

決算特別委員長 賀屋 幸治

〔決算特別委員長 賀屋幸治議員 登壇〕

- 〇決算特別委員長(賀屋幸治) 去る9月19日の本会議におきまして、私ども委員8名で構成されました決算特別委員会に御付託いただきました認第3号平成29年度大竹市一般会計決算から、認第10号平成29年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る件につきましては、10月10日、11日、12日及び15日に委員会を開催し、結論を得ておりますので、委員会審査の概要と結果につきまして御報告を申し上げます。
  - 9月定例会終了後に開催されました第1回決算特別委員会におきまして、不肖、私、賀屋が委員長に、網谷委員が副委員長に互選された次第でございます。身に余る大役を務めさせていただき、委員各位の御協力により、本日報告の運びとなりましたことに対して厚くお礼を申し上げます。

審査の方法につきましては、まず、一般会計の歳出から各款ごとに進め、歳入は一括して行い、続いて総括質疑の後、討論、採決を行っております。

特別会計7件につきましては、各会計の歳入歳出一括質疑を行い、討論終結後、採決を 行っております。

それでは、審査の内容について御報告申し上げますが、4日間にわたる質疑応答や御意見など、膨大なものとなっておりますので、要約しての報告となりますが御了承いただきたいと思います。

それでは、初めに、第1款議会費でございますが、まず、「議会ではタブレットを導入した。現在は試行期間であり、議員だけがタブレットを持ち、執行部は持たないというアンバランスな形となっている。今後、執行部としてどう対応するのか考え方を伺う」との質疑に対し、「現時点では検討していない。ただ、議員と執行部とでは違う点があり、議員は執行部が出す案件を全て見る必要があるが、執行部はまずは担当した議案を見ることになり、今のところそこまでの必要性を感じていないのが実態である」との答弁がござい

ました。

次に、「予算書にしても決算書にしても、これを見れば説明しなくてもわかるというのが本来のつくり方だと考える。この記載方法が正しいものなのか、もう少しわかりやすく作成できないものなのか伺う」との質疑に対しまして、「基本的に予算書、決算書のつくり方は地方自治法施行規則の規定にのっとっている。わかりやすさへの工夫として、主要事業報告書等の作成をしている」との答弁がございました。

続きまして、第2款総務費では、まず、「防犯対策について、平成29年度は防犯カメラが2台ほど新たに設置され、犯罪等の抑止力になると思う。設置の効果をどのように評価し、検証しているのか伺う」との質疑に対しまして、「自治振興課が受付けした警察からの防犯カメラの画像の閲覧等許可申請は、平成29年度は3件、平成30年度は9月末時点で13件あった。解決に役立っていると思うし、抑止力になっていると思う」との答弁がございました。

次に、「ふるさと納税について、本市の返礼品の見直し等について伺う」との質疑に対しまして、「大竹市ではふるさと納税返礼品に関して、大竹市で生産加工されたもの、生産された原料を使用しているもの、大竹市に拠点のある事業者が加工、生産しているものを返礼品としており、基準内であると思っているので見直しを考えていない。ただし、調達率3割ということに関しては、日々調達率の増減があると思われるので、物価の上下があっても対応できるように考えている」との答弁がございました。

続きまして、第3款民生費では、まず、「更生医療給付は、平成29年度は前年度に比べて大幅に減少している。人数は前年度よりも2名増加しているが、給付金額は289万円も減少している。減少額が余りにも大きいが、制度の変更があったのか、それとも偶然なのか伺う」との質疑に対しまして、「更生医療給付は基本的に人工透析や心臓の手術、腎臓の移植のような高い治療費がかかり、永久的にやらなければ命にかかわるようなものの治療の補助事業となっている。昨年度はたまたま生活保護受給者で心臓手術等のような一過性の手術を受ける方が少なかったなど、特に事業等の変更はなかった」との答弁がございました。

次に、「ボランティア連絡協議会に補助金を交付している。基本的にはボランティアの登録は社会福祉協議会が担当していると思うが、ボランティアの登録に市はどこまでかかわっているのか。また、登録をしている人について市はどれだけ把握しているのか伺う」との質疑に対しまして、「ボランティア連絡協議会の事務局は社会福祉協議会にあり、連絡協議会の運営に対して補助金を交付している。ボランティア団体の状況については、逐一社会福祉協議会の事務局から情報提供を受けている。ボランティア団体の構成は、障害関係や地域福祉、高齢者のサロン等について活動している団体等が中心となっている」との答弁がございました。

続きまして、第4款衛生費では、まず、「妊産婦歯科健康診査事業の対象人数と受診率 はどの程度になっているのか、また受診率についてどのように考えているのか伺う」との 質疑に対しまして、「平成29年度の対象者は203名、妊婦の受診者が95名で受診率は47%、 産婦の受診者が51名で受診率は25%となっている。妊婦の受診率は目標に近い数値だが、 産婦の受診率が低いことについては、小さな子供を連れて健診に行くための環境が整っていないという問題もあると考えている」との答弁がございました。

次に、「不法投棄監視用補助金はどこに交付しているのか、また、どのような活動をされているのか伺うとの質疑に対しまして、公衆衛生推進協議会に対して補助金を交付している。協議会では平成25年に不法投棄防止専門委員会を設置し、現在、15名程度の構成員が、不法投棄監視のため、日中巡回を行っている」との答弁がございました。

次に、「不法投棄を発見した場合は、どのような手続になっているのか伺う」との質疑に対しまして、「市民が発見した場合には速やかにリサイクルセンターか警察への通報をお願いする。なお、リサイクルセンターの職員が監視パトロール中に把握した際には、中身の確認を行い、排出者が判明するような投棄物があった場合には警察に通報し、一緒に現場検証をする。そして、現場検証の結果によっては警察が排出者を呼び出し、状況確認の有無により摘発等を行っている」との答弁がございました。

続きまして、第5款労働費では、「企業は正社員の人手不足という報道が最近特に多い。本市の企業の求人等の動向はどのような状況なのか、調査しているのか伺うとの質疑に対し、平成29年度の有効求人倍率は、広島県平均では1.9倍、大竹地域では0.87倍となっている。有効求人倍率は、企業であれば本社所在地の数字をもとに発表されているが、いわゆる就業地ベースによると大竹地域では1.81倍となっており、雇用状況としては非常によい状況が続いていると分析している」との答弁がございました。

続きまして、第6款農林水産業費では、まず、「広島県において不要なため池廃止の方針が出されたと新聞報道があった。大河原ため池は対象となっているのか、また、他に対象となっているものがあるのか伺う」との質疑に対し、「大河原ため池に関しては滞水能力がない状態であり、今年度以降、手続を経て廃止ため池となると考えている。また、市内には大河原ため池を含めて10カ所ため池があるが、事実上、農業ため池として機能していないものが一、二カ所見受けられる。今後、制度として国や県がどのように対応するか決めてくると思われるので、それらが廃止の検討対象となってくるものと考えている」との答弁がございました。

次に、「野猪捕獲奨励金、有害鳥獣駆除委託料、野猪等被害防除施設設置事業補助金、それぞれの経費の内容について伺う」との質疑に対しまして、「1点目の野猪捕獲奨励金は猟期の野猪捕獲者に対して、1頭当たり3,000円を支払っている。平成29年度は146頭捕獲された。奨励金以外の駆除もあるので野猪の駆除数としてはもう少し多いものと考えられる。

2点目の有害鳥獣駆除委託料は、狩猟免許の保持者を中心に駆除班を設け、その駆除班に対して委託料を支出している。平成29年度の出動日数98日、出動者延べ人数300人以上であった。

3点目の野猪等被害防除施設設置事業補助金は農作物をつくられる方に対し、鳥獣被害から自分の農地を守るための柵を設置する費用の半分を補助するもので、上限は5万円となっている」との答弁がございました。

次に、「本年の豪雨で林道に大変な被害が出ている。林道の点検・維持管理の方法等に

ついて伺う」との質疑に対しまして、「本市では、立戸山線、松ケ原奥谷尻線、小栗林浅原線の3林道を管理している。降雨が多いときや台風が通過した後や、日々の道路、河川等の維持活動中に林道を通過することにより点検を行い、倒木等で職員が対処できるものはみずから除去し、そうでないものは業者に撤去を依頼している。また、年に1回は業者に委託して、林道側溝の清掃を行い、地元の方から情報をいただいたら、随時できる限り清掃を行い、可能な限り被災原因とならないよう心がけている」との答弁がございました。続きまして、第7款商工費では、まず、「大竹地域産業振興センター運営費補助金として400万円支出している。どういう活動をしているか伺う」との質疑に対し、「平成29年度は特に新規事業に取り組んでいると認識している。例えば、6次産業化の取り組みとして、栗谷産のキクイモを使った商品開発を行う研究グループにおいて、毎月各事業者がつくった商品の試食などを行い、さらに開発を進めるという取り組みを行っている。また大型スーパーでの特産品の紹介や販売促進等、積極的に大竹の商品の売り込みを進めている。市としても、産業振興センターと連携しながら、市内事業者のビジネスチャンス、新規や現事業の取り組みが広がるよう一緒に取り組んでいければと考えている」との答弁がございました。

次に、「産業振興奨励事業は、平成20年度~25年度までは8件、平成26年度が1件で1,300万円、平成27年度が2件で300万円、平成28年度が1件で800万円であったが、平成29年度は5件で4,100万円と増加した。制度の創設から本市の景気動向についてどのように判断しているか。また、10年間で額がふえているがどのように評価しているか伺う」との質疑に対しまして、「企業の生産活動を考える中で、設備投資をする際、最初の投資が大きな負担になると考えられる。そうした中、奨励期間は1年であるが、初期投資の緩和になり、企業から見ればいろいろな工場があるが、大竹市においては奨励金があるから投資に踏み切るという一つのプラス材料にはなるのではないかと考えている。件数的には各年度の企業の内外の状況によって投資は大きく変動すると思われるが、少なくとも設備投資を考える中ではプラスとなる大竹市の施策であると認識している」との答弁がございました。

次に、「三倉岳県立自然公園内のトイレについて、平成29年度に設計が完了し、平成30年度から工事が始まる予定と聞いているが、その進捗状況について伺う」との質疑に対しまして、「平成29年度は新規に設置するトイレ2棟分の測量設計業務を行った。平成30年度は三倉岳休憩所の登り口の途中にあるトイレを解体し、新しいトイレをつくる予定であり、工事費総額は約6,300万円である。今年度中に完成予定である。また、平成31年度には残る1棟について工事を行う予定である」との答弁がございました。

続きまして、第8款土木費及び第11款「災害復旧費では、まず、橋りょう等定期点検業務委託料として、点検業務の実施結果及び対応を急ぐ橋りょうなどの状況について伺う」との質疑に対し、「平成29年度においては40橋の点検を実施しており、健全、予防保全、早期処置、緊急措置の4段階の順での判定となるが、緊急措置のものはなく、早期処置のものは3橋あった。その他は健全または予防保全であった。今までの点検において緊急措置のものはなかったが、早期処置のものは34橋あり、順次対応を行っている。このうち5

橋の補修を昨年までに実施済みであるが、来年度以降は、特に新町橋、玖波30号線1号橋と2号橋、城山陸橋などの9橋について早期の対応に取り組んでいきたい」との答弁がございました。

次に、「空き家対策事業について、平成29年度に実施した実態調査の状況と今後の対応等についての考えを伺う」との質疑に対しまして、「調査により約560件を判定しており、損傷が激しく、倒壊の危険性が考えられるランクEに22件が該当し、このうち8件が市街地にあり、その中でも緊急に対応しなければならないものは5件ある。現在、地権者と協議を行い、特定空き家へ指定して安全に解体していけるよう取り組んでいる」との答弁がございました。

次に、「小方地区まちづくり計画策定業務委託料で587万5,200円の支出をしているが、 業務内容と実施状況等について伺う」との質疑に対しまして、「小方地区のまちづくり基 本構想を踏まえ、小方中学校跡地西側に当たる国道2号線側のにぎわい交流ゾーンについ て、にぎわいをつくるためにはどういったものがよいか、その可能性の検討についてサウ ンディングという手法を用いて民間事業者等への市場調査等や土地の条件等を示し、参入 の意向や活用策等についての意見交換、ヒアリング調査等を行った。その結果、市が希望 する業態からは即座に事業化に至る事案はなかったが、いただいた意見をもとに実現の可 能性を高めるものとして7つの案を作成している」との答弁がございました。

次に、「一般国道2号廿日市大竹道路整備促進期成同盟会ではどのような取り組みを行っているのか伺う」との質疑に対しまして、「基本的には整備促進を図るため要望活動を行う団体で、国道2号の廿日市市から大竹市の間の、特に丸石から鳴川の間について、台風等により越波が生じた場合の防災・減災対策が必要であることなどを要望している。廿日市市と大竹市市の2市で構成され、要望活動などを行っている」との答弁がありました。続きまして、第9款消防費では、まず、「消防団の出動回数、また、災害派遣時の待遇について伺う」との質疑に対し、「平成29年度の延べ出動人数は2,274名で、主な活動は年末警戒、訓練、出初め式、ポンプ操法大会などがある。また、7月豪雨の災害派遣は公務扱いとしており、飲料水を公費で出している」との答弁がございました。

次に、「消防年報の年別救急出動件数について平成29年は1,523件である。平成26年から毎年ふえているがこの原因について伺う」との質疑に対しまして、「詳細な分析をする材料はないが、全国的に救急出動件数は増加しており、大竹市においても平成28年までは1,400件後半で推移していたが、平成29年は1,500件を突破した。背景には、高齢化や若年層への親からの急患時のアドバイスがなく、とりあえず救急車を呼ぶという事象も考えられる。また、高齢者においては一般負傷として救急要請をするなどの傾向があると考えている」との答弁がございました。

続きまして、第10款教育費では、まず、「読書活動推進について、小学校と中学校それぞれに担当の推進員を配置し、推進していただいている。成果について伺う」との質疑に対し、「平成27年度~29年度、1人当たりの学校の図書室から本の貸し出し数について、3年連続中学校のほうは増加をしているということで配置の効果はあったと考える。小学校のほうは、平成27年度増加、平成28年度減少、平成29年度は若干増加ということである。

ただし、数値にあらわれないところで、学校の先生と推進員との連携で、授業中どのような本がどこにあるのか調べ学習の際に、子供の支援の面で非常に助かっているということがある。また特に借りずとも、図書室で読書をするということで、蔵書整理を行い、ポップをつくったり、お勧めの本を紹介したり、掲示物を掲示したり、子供たちが読みやすい、あるいは借りやすいといった対応をしていただいている」との答弁がございました。

次に、「部活動の大会遠征旅費について、補助金が交付されているのか伺う」との質疑に対しまして、「県の中学校総合体育大会や広島地区中学校体育大会など、学校が判断し、部活動で行く大会の競技参加に伴う旅費を補助金として中学校校長会へ100万円交付している。その後、校長会が各中学校会計に渡すという形になっている」との答弁がございました

続きまして、第12款公債費、第13款予備費については質疑はございませんでした。

続きまして、歳入における一括質疑では、まず、「土地売払収入1億4,300万円について、土地の所在と坪単価について伺う」との質疑に対し、「監理課分としては、小方郵便局の近くの岩国大竹道路関係の残地を公募し、約78平米、約570万円で売却。もう一つは、もと晴海第1公園用地の一部を商業用地として約334平米、約2,570万円で売却した。都市計画課分として、市営住宅御園団地における整備事業の岩国大竹道路の用地買収部分として平成29年度分が約1億1,000万ある。坪単価については平地や斜面などがあるため単価は一律ではない」との答弁がございました。

次に、「市営住宅使用料の不納欠損額について平成25年度からゼロとなっている理由と収入未済額の対策及び市税と国民健康保険料を滞納している方の徴収対応について伺う」との質疑に対しまして、「市営住宅使用料の平成24年度までの不納欠損については何十年と未納となっているもの等の整理を行った。収入未済額は平成29年末で約3,000万円あり、滞納額の多い方もいるので、そのような方については裁判所を通すなどして手続を行っている状況である。市税と国民健康保険料の両方を滞納しているというケースでは、国保料に関しては保険証の件もあるため、本人の意向も聞き取りながら、今後の納付相談等も踏まえ対応している」との答弁がございました。

続きまして、「歳入歳出全般にわたる総括質疑では、まず、玖波公民館に映画制作の話があり、現段階で制作準備委員会を立ち上げていると聞いているが、状況等について伺う」との質疑に対し、「玖波公民館を題材にした映画については、民間で動きがあることを把握している。映画制作にはかなり経費がかかるため、行政がどのような支援ができるかというような話もあったが、バックアップは現段階ではできないと回答している。今の状況については定期的に民間の方が集まり、委員会を開催していると伺っている。映画の内容が想定できないため、担当部署などはっきりしたことは言えない」との答弁がございました。

次に、「将来負担比率について、以前300%を超えていたが現在は167%となり、努力していただいた。新聞に平成29年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の全国平均速報値が掲載されており、実質公債比率6.4%、将来負担比率33.7%と記載があったが、いつごろ全国平均値になるのか。また、市民の生活や生命、財産、そういうものに関係す

るインフラ整備だけは特化してやり、それ以外のものは四、五年待っていただき、もう少し財政状況がよくなって取り組むというような選択と集中、優先順位を掲げて来年度予算は組んでいただきたいと思うが考えを伺う」との質疑に対しまして、「全国平均に何年たったら追いつくかという試算はしていない。地方債を一切発行しなければ数値は下がるとは思うが、それが大竹市として、また、まちづくりとしてどうなのか疑問もある。土地造成特別会計を含む特別会計の健全化を図りながら、長期間で地方債残高の抑制等に取り組んでいきたい。事業については総合戦略に沿った事業に優先順位をつけているが、道路や河川は危険度や老朽度で優先順位をつけている」との答弁がございました。

次に、「大竹市統計書を見ると、平成26年からの人口について、人口減少に歯どめがかかっているようには見えず、平成29年~30年にかけては約300人近く減少している。大竹市が子育て世代、ファミリー世代に選ばれるために転入転出の点、住宅事情の点からの考えを伺う」との質疑に対しまして、「大願寺の宅地販売で平成25年、26年あたりは建設ラッシュであったため、平成27年の国勢調査に数値が大きくあらわれて、人口減少率が少なくなっている。総合戦略策定当時は転勤を理由とする社会増減は均衡していたため、子育て支援に力を入れることを一番大きな柱にしている。平成29年の数字を見ると、大竹市の労働者数は平成26年と比べふえているが、転勤を理由とする転出者は転入者より多くなり、状況が変わっている。宅地についても高層社宅が無くなり低層宅地となるため、宅地不足は否めない。次期総合計画策定時には改めて検討していきたい」との答弁がございました。以上で、一般会計に関する質疑を終了し、討論に入りました。

討論では、反対の立場で1名、賛成の立場で1名の委員から討論がございました。

まず、反対の立場で、「新町雨水排水ポンプ場がなかなか実現しない、本当にやる気があるのかどうかということについて非常に疑問を感じているので反対」との討論がありました。次に、賛成の立場で、「限られた予算の中で予算執行に当たり、効果の出たものや、まだまだこれからというものなどいろいろあるが、総合計画、総合戦略の目標に向かって一生懸命努力されていると感じた。委員会で議論したことを十分酌んで、これからの予算編成、または、予算執行に生かしていただくことをお願いし賛成」との討論がありました。討論を終結し、起立採決の結果、平成29年度一般会計決算は認定すべきものと決しております。

続きまして、特別会計決算の審査状況を審査した順に御報告申し上げます。

国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の3件につきましては一括して審査を行いました。

まず、「保健事業費にある保健衛生普及費について、不用額が約1,700万円であるが、 状況について伺う」との質疑に対しまして、「主な不用額として人間ドック等委託料が約 500万円、負担金、補助及び交付金が約400万円である。残りについては細かい不用額が発 生した。人間ドック等委託料について、国民健康保険の被保険者に対し、人間ドック500 名分、脳ドック250名分を予定していたが、実際は人間ドックが325名、脳ドックが165名 の受診にとどまったため、約500万円不用額が発生した。負担金、補助及び交付金につい て、糖尿病性腎症重症化予防事業として1名に対して半年間の保健指導プログラムを組む 事業であるが、定員に満たなかったため、約400万円の不用額が発生した」との答弁がご ざいました。

次に、「大竹市高齢者福祉計画・大竹市第7期介護保険事業計画により、在宅サービス利用者数及び介護給付費の推移が平成24年~29年まで年々増加している。在宅サービスが増加する原因について伺う」との質疑に対しまして、「在宅サービス事業所がふえる方向にあるということが1点考えられる。例えば、小方ケ丘に有料老人ホームが開設されたが、この有料老人ホームで提供されるサービスについては、施設サービスでなく在宅サービスに位置づけられるため増加につながっている」との答弁がございました。

続きまして、一括して審査を行いました大竹市漁業集落排水特別会計及び大竹市農業集落排水特別会計では、「農業集落排水施設使用料の収入未済額が大きいが、漁業集落排水施設使用料ではほとんどない。農業集落排水は地下水を使用するため、水道料金と一緒に集金することができず、徴収が難しいところはあるかもしれないが、現状を伺う」との質疑に対しまして、「確かに、農業集落排水の徴収率のほうが、公共下水道や漁業集落排水と比べて低いという状況となっている。ただ、決算書に記載されている額は現年度分と過年度分が一緒になっており、現年度分では96.6%を保っている。過年度分が27.1%と非常に低いが、滞納する世帯は限られており、引き続き督促に努めていきたい」との答弁がございました。

続きまして、「大竹市港湾施設管理受託特別会計では、歳入歳出差引額が約2,400万円となっている。この取り扱いはどのようになるのか伺う」との質疑に対しまして、「実質の歳出の経費部分の2分の1の範囲内を超えた剰余金の部分について、その2分の1を市への繰出し金として、残りの2分の1を県への納付金という形で取り扱っており、平成29年度は約700万円ずつ県と市の方にそれぞれ入っている」との答弁がございました。

続きまして、土地造成特別会計では、「土地造成特別会計の起債償還表に現行利率が0.333%と記載されている。大願寺関係の普通会計の市債も利率の低い銀行にかえることができるのか伺う」との質疑に対しまして、「長期間で解決していくことになるため、借り入れ期間を長期に設定し、定期的に利率の見直しを行うこととしている。現在は借り入れ当時に比べると利率は低い状況にあるので、利率見直し時期に合わせて、より低い利率で借り入れができるように交渉を今後も続けていきたい」の答弁がございました。

以上で、特別会計7件の質疑を終了し、一括討論に入りました。

討論では、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び土地造成特別会計について反対の立場で1名、特別会計全てに賛成の立場で1名の委員から討論がございました。

まず、反対の立場で、「10月9日に最高裁判所で口頭弁論があり、11月6日には最高裁判所の判決がおりる。原告住民の一人として名を連ね、7億1,300万円が適正価格だということは広島高等裁判所も認めてくれた。原告住民が敗訴すれば12月の本会議では考え方を変えようかと思うが、きょう現在では不認定」との討論がありました。

次に、賛成の立場で、「決められた予算に基づいてしっかりと業務をしているということが確認できた。土地造成特別会計についても将来負担比率も減少しており、さまざまな努力が見受けられるので賛成」との討論がありました。

以上で、討論を終結し、土地造成特別会計を除く6件の特別会計は簡易採決によりいずれも認定すべきものと決しています。

また、土地造成特別会計は起立採決により、認定すべきものと決しております。

以上が4日間にわたる決算審査の概要と結果でございますが、委員各位及び執行部職員 におかれましては、円滑な議事運営に御協力をいただき、効率的かつ充実した審査となっ たと考えております。この場をおかりして皆さんの御協力に対して、お礼申し上げます。

また、執行部におかれましては、この決算審査での質疑を通して各委員から出されました意見・要望などについて、今後の市政運営に反映されるよう、重ねてお願い申し上げまして決算審査の報告を終わります。

○議長(児玉朋也) ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉朋也) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

8番、大井議員。

○8番(大井 渉) 委員長さん、長時間の御報告、御苦労さまでした。委員長さんが今言 われましたように、私も認定ということで判決が出ましたので、大願寺の裁判の、認定を しようかと思っておりましたんですが、12月4日に一般質問を聞きまして、これはちゃん とここで事実を申し上げて、今回は反対という形をちゃんと述べておかないと市民の皆さんに誤解されてはいけないということで、認第3号の一般会計と認第8号の土地造成特別 会計に対して、会派の、市民の味方の会派を代表いたしまして反対の討論をさせていただきます。

関連がありますので、両方にまたがった討論とさせていただきます。

12月4日の一般質問で最大会派から、私にどのように責任をとるのかという内容の質問をよく聞かせていただきました。私は、潔く今日まで生きてきたつもりでございます。覚悟も決めてきたと、そう思っております。公式の場で誰一人責任をとるとの発言は聞いていません。腹をくくることができない人がどうしてこの大竹を変えることができるのでしょうか。

判決が下ってからなら誰でも言えることだし、何度でも言える。そんな人間に私はなりたくないし、そんな言い方もしたくありません。今後もおかしなことがあれば裁判を起こします。横浜では、賛成した議員に一人1億円の住民監査請求をされていました。また、一般質問の中で、市民を巻き込んだ、市民を誘った、市民を巻き添えにしたなど、私がテレビ中継をビデオで見る限り、こういう発言がございました。原告市民の人が名誉毀損に当たるか、今弁護士と相談されています。事実を確かめて発言されたほうが賢明だと、このように思っております。一般質問をもう少し勉強して質問してもらいたいと、こう思った次第でございます。弁護士費用などの請求はできないもの、市民が言ったとか、会派で

決めたなどと何を勉強されたのでしょうか。2,000万円も原告市民に請求できるわけがありません。市長には明快な答弁をしていただきたかったと思う次第でございます。

さて、私は、大きく言えば2つのことで裁判に踏み切りました。今から述べることは裁判所に提出した証拠に基づいたもの、あるいは、市から提出されたもので推測ではございません。

1つ目は、平成23年12月議会の議案第68号財産の処分について、要は、大願寺造成地売 却議案でございます。平成20年に1回目と2回目の売り出しを行いました。私はまだ議員 ではありませんでした。このとき公表された最低売却額は10億5,400万円でございました。 鑑定評価と同額で、大竹市の土地や建物適正価格を決める不動産評価審議会はなぜだかわ かりませんが開催されていません。その証拠もございます。そして、平成22年の第3回目 の売り出しは、申し込みが1社ありましたが、すぐ辞退されたと当時仲介されていた人か らお聞きいたしました。警察の事情聴取でもそういうことを話されたということもお聞き しました。そして、平成23年12月定例会に売却先業者名と売却金額3億5,000万円が記さ れた議案が提出されました。この額は不動産鑑定士との知恵をかりた適正な価格だと説明 されました。翌年10月、決算委員会でも適正でないかと何回も答弁されています。平成23 年に返りますが、11月4日、開催された不動産評価審議会では、鑑定評価と同額の7億 1,300万円を適正な価格と決定いたしました。副市長が会長で全員で11名、部課長さんで 構成されている審議会でございます。価格非公表で公募した3億5,000万円が適正な価格 なのか、鑑定評価の7億1,300万円が適正な価格なのか。上下倍以上の金額に戸惑いまし た。さすがにわずか3年で70%の値下げ、約7億円下げられた価格を賛成することができ ずに反対の立場をとりました。

- ○議長(児玉朋也) 大井議員、決算に対する討論にしてください。
- ○8番(大井 渉) いや、一般質問で言われたことをちゃんとお返ししております。
- ○議長(児玉朋也) 議題外にわたっておりますので、範囲を超えております。
- **〇8番(大井 渉)** 裁判所も含めてのことですか。
- ○議長(児玉朋也) そうです。範囲を超えております。
- ○8番(大井 渉) 720万円も今回あがっていますので。
- ○議長(児玉朋也) 決算に対する討論をお願いいたします。
- ○8番(大井 渉) 公平にやってください。

じゃあ、ここを飛ばしまして、とにかく下水道負担金1平米313円です、市のホームページに掲載されています。これが112円で計算されています。議会は、どういうチェックをしたのでしょうか。いまだに解決、解明されておりません。

次に、もう一つ、裁判のきっかけになったのが、平成19年3月8日の岩国大竹道路対策特別委員会で、市長と当時の副市長の発言でございます。大願寺についても適正価格、時価で売ることに、市には条例もあるので遵守しないといけない。この大願寺は1割まけて売りましょうというわけにはいかない。こういうことも述べられております。この発言が頭の片隅に少しでもあれば売却に賛成はできないし、裁判が起こるべくして起こったというべきであります。悪意を持って裁判したという発言が12月4日の一般質問でありました

が、とんでもない発言でございます。大願寺は10%もまけることはできない、そんなことをしたら損害賠償を求めると、市長や当時の副市長は発言して、悪意を持った質問は慎んでもらいたいと思うなど。これらを最高裁判所は全く触れていません。鑑定評価の7億円も正しい、3億5,000万円も両方が正しいということでございました。では、今後、大竹市において、地価公示や路線価格、固定資産税は半値でも正しいということになります。最高裁判所の裁判官は今後どうされるのでしょうか。広島県、広島市、廿日市市、岩国市、呉市、三原市、竹原市、いろいろなところに電話で調査をいたしました。鑑定評価以下で売ったところはどこもございません。ここで大きな一般会計、あるいは、土地造成特別会計で大きな大竹市の損失になったと、何回も繰り返されました。なるべくしてなった、そう思っております。理解不能な判決には納得できませんので、反対の理由といたします。以上で議長、いいですか。

- O議長(児玉朋也) 他に討論はございませんか。 13番、寺岡議員。
- **○13番(寺岡公章)** 私は、平成29年度の各会計決算におきまして、委員長の報告のとおり、 全会計認定するという立場で発言をさせていただこうと思います。違った視点からの賛成 の討論というふうにお聞きいただければと思います。

決算というのは、やはり予算執行の結果であるというふうに思います。平成29年度の期 間中、執行部の皆様方、いろいろな事業を展開してくださいました。もちろん御自身の努 力、また、開発などによって、工夫によっていろいろな事業をしていただいたわけですけ ど、中には少なくないものが私たち、議員、議会からの要望であったり、提案であったり、 そういったものが含まれております。それらをしっかり形にしていただいたというものは この平成29年度決算の中でしっかり見ることができるかなというふうに思います。私とし ましては特に顕著なものとして晴海臨海公園の大型遊具の設置、もう何年もかけて皆さん 方努力してこられて、議会とも協議をしてやっと形になったものであります。そういった 予算といいますか、財源を工夫しながらやる中で、将来負担比率のほうにも少し注目して みたんですけれども、このたび、健全化判断比率の中の将来負担比率が167.8%と、思い 起こせばこの制度といいますか、指標を計算し始めたのが平成19年あたりだったと思いま す。そのころは300%を超えておりまして、私たちとしても説明をいただいたときに、早 期健全化基準である350%に随分近いな、大竹は大丈夫なのかなというふうに心配してお りましたし、市民の中にもそういった不安の声というのは起こっておりました。それがこ の約10年間の間で努力されて、半分近くまで何とか下がってきたと。執行部の財政担当の 皆様と、また、少ない予算の中で事業執行してこられた執行部の皆様方には頭が下がる思 いでございます。そういった執行部の皆さん方のこれまでの努力がまた平成29年度もしっ かりと形になった決算であるかというふうに受けとめております。平成30年度ももう何カ 月かで終わりますが、そういった流れがまた平成30年度にも受け継がれるものと期待して おりますし、平成29年度もしっかりと評価させていただいて賛成とさせていただきます。 以上です。

○議長(児玉朋也) 他に討論はありませんか。

11番、山崎議員。

**〇11番(山崎年一)** ただいま議題となっております認第3号平成29年度大竹市一般会計決算及び認第8号平成29年度大竹市土地造成特別会計決算の認定に意見を述べて、自身の立場を明らかにしたいと思います。

私自身もこのたびの決算特別委員会委員として参加し、平成29年度の決算をつぶさに検証させていただきました。全ての事業が十分に果たされたということについては若干の疑問を持っておりますので、私が疑問に思っております子育て支援、それから、生活保護行政、米軍岩国基地の問題、防災対策、土地造成特別会計の項目について意見を述べてみたいと思います。

初めに、乳幼児等医療費助成制度であります。

本市の乳幼児医療助成制度については、広島県内でも早くから全体をリードされる、先進的な役割を果たしておいでになりました。しかし、現在では、入院、通院ともに18歳となるまでの助成が6市町に拡大され、県内市町でも医療費助成制度が徐々に引き上げられています。また、窓口負担についても、人口減少対策や若い世代の就労、結婚、子育ての希望をかなえるためにも、一部負担金を廃止され、完全無料化を実施されるべきと考えております。広島県が実施した子供の生活実態調査で明らかにされました、医療機関に支払う自己負担金がなくて、受診抑制をする保護者があるというアンケート結果が示されました。そういったことからも窓口負担の廃止と18歳までの引き上げで早期発見と早期治療、子供の健康を支える制度の充実が求められているわけでございます。

次に、子育て支援制度で欠かせないものの一つに学校給食の無料化がございます。文科 省は全国で82市町村が学校給食を無料化し、部分的な支援としている自治体が424市町村 に及ぶと発表いたしました。学校給食の無料化は教育費の負担軽減とともに、少子化対策、 貧困家庭の支援、若い子育て世代の転入、食育の推進など、多方面からの要請もあります。 本市に隣接の和木町に次いで岩国市も学校給食を無料化されました。近隣市町が子育て環 境の改善を図っている中で、本市としても早期の学校給食の無料化に取り組むべきである というふうに考えております。

広島県保険医協会が貧困と格差の拡大を医療に及ぼす影響についての調査をされました。 国保会の実態を調べて、児童や生徒の健康な体力を維持させる取り組みが求められていま す。調査後、実態調査に乗り出した学校があると伺っております。調査報告書では各学校 に調査資料があるとしております。実態調査をされ、早期で的確な対策をとられることを 求めております。

次に、日本産科婦人科学会のまとめでは、新生児の18人に1人が体外受精で生まれてくるという発表がありました。そのようなことからも、不妊治療の助成制度は充実することが望まれております。ところが、本市の不妊治療の助成制度では、不妊治療の重要な治療の方法であります、手段であります。この2つを除外されています。所得制限を外すなどの一定の優位性は本市の施策として認めますが、いま一度、制度の再検討が必要であろうと思います。

子育て支援に欠かすことのできない施策に保育行政の充実があります。本市においては

依然として保育園児のおむつを家庭に持ち帰らせるなど、時代錯誤も甚だしい処置が継続されております。厚生労働省はおむつの処理は地方自治体の自主的な判断としており、感染源となる排せつ物は敏速に処理する必要があります。感染症対策の専門家も集団生活で感染拡大を防ぐには排せつ物はすぐに捨てるのが原則。極力さわる人を少なくするべく、持ち帰りに利益はないと指摘しています。県内でも園内処理が広がりを見せています。保育士の皆さんは安全や健康に配慮され、未来の子供たちを育てる重要な役割を担っています。公費投入で改善策を検討し、保育の質を上げることで子育てしやすいまちとして認識され、人口流入も期待できると考えます。

次に、生活保護行政についてであります。

ことしの10月から2020年10月までの3年間、段階的に生活扶助費を最大で5%引き下げると決定されました。削減総額は年間210億円と言われています。本市の保護費は平成28年から平成29年にかけて9,300万円、率にして実に23%も減額となっています。生活保護費が減少している中で、国の施策として制度的に削減することは生活保護世帯を窮地に追い込むことになります。地方では少額ではあるが増額と言われていますが、今回の削減は一般低所得世帯、年収の低いほうから10%の世帯の消費実態と比較、均衡させるものであります。この方針に対しては、厚生労働省の社会保障審議会の部会が最低生活を保障基準を満たすものと言えるのかと疑問を投げかけております。専門家からも異論が出されています。生活保護利用者の生活を守り、支援する立場からも国に対して言うべきことは言う、こういった立場をぜひ大竹市としてもとっていただきたいというふうに考えております。次に、米軍岩国基地についてであります。

空母艦載機の移駐が完了し、岩国基地所属の米軍機が相次いで墜落し、緊急着陸などの事故を起こすとともに、低空飛行による自治体住民に騒音被害と不安を与え、住民の安心・安全が脅かされ続けています。本市においては、岩国基地を離陸した戦闘機が阿多田島の上空を飛行し、島民の騒音被害は甚大なものがあります。また、相次ぐ戦闘機などの墜落により、住民の不安は一層増すばかりであります。これまで入山市長は国や米軍、岩国基地への抗議や申し入れについては広島県がしている。あるいは、国が申し入れをしているとして、大竹市長としての文書での申し入れは明らかにされてきませんでした。しかしながら、米軍機の相次ぐ墜落事故や緊急着陸などを受けて、抗議の声を上げざるを得ない立場となられました。今度は米軍や防衛省、国に対しての抗議は人任せ、中国四国防衛局に抗議の申し入れをしてもらうという自治体の首長として住民の安心・安全に責任を感じていられるのか、甚だ理解できないものであります。信頼関係を大切にしていると言われますが、信頼関係を築くためには、一自治体の首長として住民の安心・安全の立場から対等に申し入れをされるべきであります。近隣市町の首長は直接申し入れをされていることからも、大竹市の対応は腰が引けていると、こう指摘せざるを得ません。

次に、防災対策の面でも一言申し上げておきます。

新町ポンプ場の道路改修、水路改修検討業務、あるいは、土地取得等の、また、小瀬川への排水設計などの取り組みが進んでいません。市内内陸部は集中豪雨などの災害で住居が浸水するなどの被害が頻繁に起こり、住民の安全で安心な生活が脅かされ続けています。

日々生活をしている住居が浸水するなどは一番先に解決しなければならない問題と考えます。住民にとっては生活権、生存権の問題であります。早期な対応が必要であります。

次に、市民が日常生活における重要な問題について2項目触れさせていただきます。

玖波駅東口のトイレ改修についてでありますが、依然としてこの問題の取り組みが見られていません。御承知のように、玖波駅は大竹駅に次ぐ大竹市のJRの玄関口であります。 一日に2,000人近くの人が利用され、バスやタクシーの結節点でもあります。早期に的確な住民サービスの目線からの対策をとられるべきと考えます。

次に、休日診療所の運営については、決算特別委員会で5月連休中の患者、腹が痛いと 診察を受けに訪れた市民の事例を紹介するとともに、担当医への患者への接遇について要 望や意見を申し上げました。担当医の患者への接遇については大変難しい部分もあろうか と思います。しかしながら、今後の運営について、大竹市医師会との連携などをお願いを いたしました。休日診療所の運営については大竹市としても責任を持つ立場から、患者と の相互理解が進むような運営に配慮されるべきと考えます。

なお、当該市民は、関連があるとは申しませんが、腹が痛いということで、8月に亡くなられたということで伺っております。

次に、平成29年度大竹市土地造成特別会計決算の認定であります。

長年にわたって、市民の生活に多くの負担を求められている土地造成特別会計ですが、 大型公共事業の取り組みが結果として一般会計からの多額の繰り出しをしなければならない。市民の生活を圧迫する事態が現在に至っております。また、先日償還スキームを議員 全員協議会に示されました。これとて希望的な数値を示されたもので、保有地の処分など、 多くの課題が含まれており、このとおりに物事が進まないことは執行部の皆さんも明言を されています。これからも市民の負担は増加することが想定されることから、本特別会計 と認3号の認定に反対をいたします。

失礼いたしました。

- O議長(児玉朋也) 他に討論はございませんか。 2番、小田上議員。
- **〇2番(小田上尚典)** 認第3号から認第10号までの8件について、認定の立場で討論させていただきます。

各号につきましては、委員長の報告にありましたように、しっかり審議され、私自身、委員としてその場におりました。これまで幾度も決算認定の場で先輩方が賛成討論をされ、先ほども先輩議員からありました、これは単年度決算の認定です。決算の認定は基本的に予算に基づく執行が適正にされているかどうかを審議し、適正であれば認定すべきものだと思っています。土地造成特別会計についても同様であり、将来負担比率は先ほどから何度もありますように、年々着実に減らしております。これは大竹市民皆さんの底力と職員さんの努力が如実にあらわれているものだと思います。ただ、単年度と言いましてもこの大竹市、長年の営みがあってこそです。平成24年12月定例会最終日にこの土地造成特別会計の認定についてたくさんの討論があり、その際に多くの議員から次世代を意識された発言がありました。私が生まれた平成も残すところあとわずかとなり、この話に終わりを告

げられるよい区切りになるのではないかと思っています。まさに次世代につけを残さない 財政運営を心がけておられるあかしだと思っておりますので、賛成の立場で討論させてい ただきました。

以上です。

○議長(児玉朋也) 他に討論はございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(児玉朋也) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本8件のうち、認第4号平成29年度大竹市国民健康保険特別会計決算、認第5号平成29年度大竹市漁業集落排水特別会計決算、認第6号平成29年度大竹市農業集落排水特別会計決算、認第7号平成29年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算、認第9号平成29年度大竹市介護保険特別会計決算、認第10号平成29年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算の6件について一括採決いたします。

本6件に対する委員長の報告はいずれも認定であります。本6件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉朋也) 御異議なしと認めます。

よって、本6件は認定することに決定いたしました。

続いて、認第3号平成29年度大竹市一般会計決算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。本件について委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(児玉朋也) 起立多数と認めます。

よって、本件は認定することに決定いたしました。

続いて、認第8号平成29年度大竹市土地造成特別会計決算を起立により採決いたします。 本件に対する委員長の報告は認定であります。本件について委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(児玉朋也) 起立多数と認めます。

よって、本件は認定することに決定いたしました。

~~~~~~

日程第10~日程第19〔一括上程〕

議案第58号 大竹市議会議員及び大竹市長の選挙における選挙運動の公費負担に関す る条例の一部改正について

議案第59号 一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に 関する条例の一部改正について

議案第60号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について

議案第61号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第62号 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について

議案第63号 大竹市工場立地法地域準則条例の制定について

議案第65号 大竹市手すき和紙作業所設置及び管理条例の制定について

議案第66号 広島県市町総合事務組合規約の変更について

議案第69号 指定金融機関の指定更新について

議案第70号 平成30年度大竹市一般会計補正予算(第3号)

〇議長(児玉朋也) 日程第10、議案第58号大竹市議会議員及び大竹市長の選挙における 選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてから、日程第19、議案第70号平成 30年度大竹市一般会計補正予算(第3号)に至る10件を一括議題といたします。

本10件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、網谷芳孝議員。9番。

総務文教委員会議案審査報告書

平成30年12月4日、第5回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第58号	大竹市議会議員及び大竹市長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第59号	一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の 種類及び基準に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第60号	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第61号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一 部改正について	原案可決
議案第62号	長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 の一部改正について	原案可決
議案第63号	大竹市工場立地法地域準則条例の制定について	原案可決
議案第65号	大竹市手すき和紙作業所設置及び管理条例の制定につい て	原案可決
議案第66号	広島県市町総合事務組合規約の変更について	原案可決

議案第69号	指定金融機関の指定更新について	原案可決
議案第70号	平成30年度大竹市一般会計補正予算(第3号)	原案可決

平成30年12月6日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

総務文教委員長 網谷 芳孝

〔総務文教委員長 網谷芳孝議員 登壇〕

○総務文教委員長(網谷芳孝) それでは、12月4日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました議案10件につきまして、6日に委員会を開催し、審議を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、審査順に御報告申し上げます。

まず、議案第59号一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、議案第60号特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について及び議案第61号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての3件でございますが、関連がありますので一括して審査を行っております。

本3件では、「一般職及び再任用の職員の給与改定に伴う、給料及び勤勉手当の影響額及び一人当たりの平均増加額は幾らか。また、あわせて見直す特別職の職員及び議員に支給する期末手当の影響額は幾らか伺う」との質疑に対しまして、「一般職給料の引き上げ分の影響額は総額で約216万円であり、1人当たりの額は約7,100円。勤勉手当の影響額は総額で約620万円で、1人当たりの額は約2万円。再任用の職員の給料の引き上げ分の影響額は総額約8万円で、1人当たりの額は約4,800円。また、勤勉手当の影響額は総額で約21万円、1人当たりの額は約1万3,000円。特別職の職員の勤勉手当の影響額は総額で13万円、3万円。議員の勤勉手当の影響額は総額で33万円である」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入ったところ、議案第60号及び議案第61号に反対の立場で一名の 委員から討論がございました。

まず、反対の立場では、「議案第60号、61号については、特別職あるいは議員報酬については高額な報酬を受けているため反対である」との討論がございました。

討論を終結し、採決の結果、本3件は原案のとおり可決すべきものと決しております。 続きまして、議案第65号大竹市手すき和紙作業所設置及び管理条例の制定についてでご ざいます。「大竹市手すき和紙作業所について、現在の直営から指定管理に切りかえる理 由と指定管理期間について伺う」との質疑に対しまして、「現在、大竹市手すき和紙作業 所を改修しており、新たに体験学習や展示スペースを整備するため、利用が増加すること が予想される。これを機会に指定管理に切りかえ、指定管理者の自主性、独自性やノウハ ウなどを直接事業に生かすことができれば、大竹市の伝統文化である手すき和紙の生産体 制の強化、また生産量の増加につながると考えているためである。

指定管理の期間は、平成31年3月の定例会において、指定管理の指定について議案を提出する予定であるが、現在のところ3年を想定している」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可 決すべきものと決しております。

続きまして、議案第69号指定金融機関の指定更新についてでございますが、まず、「四国銀行の財務状況について伺う」との質疑に対しまして、「国内基準の自己資本比率が9.71%であり、4%以上あればよいとされている。また、日本格付研究所ではシングルAマイナスと格付されており、安定的な見通しとされている。県内各市の指定金融機関から各自治体に対し、人件費や振込手数料の負担等に関する要望書が提出されているところもあるが、本市においてはそのような要望はない。さらに、通常の金融機関の営業時間は午後3時までであるが、四国銀行は午後4時まで営業しており、市民サービスの向上にもつながっている」との答弁がございました。

次に、「融資を受ける際に、入札時、利率の低い金融機関を利用しているのか伺う」との質疑に対しまして、「地方債の借り入れの際には、複数の金融機関等を比較し、一番利率の低い金融機関等から借り入れを行っている」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可 決すべきものと決しております。

続きまして、議案第70号平成30年度大竹市一般会計補正予算(第3号)でございますが、まず、「なかはま保育所、立戸保育所と子育て支援センターを統合し、さらに子育て世代包括支援センターや母子保健事業の保健センターの機能が追加された複合施設を整備されるに当たり、3,000平米程度の建物床面積で足りるのか伺う」との質疑に対しまして、「施設を集約化、複合化することで交付税算入のある起債をたてたいと考えている。全体の利用について考えていきながら、1つの部屋を共用し、使用しない時間は他の用途に利用するようにしていくなど、施設に複合機能を持たせ、面積は狭くなるが機能は失わず、さらに使い勝手のよくなるよう計画を立てていく」との答弁がございました。

次に、「継続費の補正について、大竹駅周辺整備事業における年割額の金額が補正前と 補正後では割合が異なっている。金額割合が異なる理由と年度別の予定について伺う」と の質疑に対しまして、「整備の実施に向け、ことし12月にJRと協定を締結する段階とな っている。締結に当たり、JRと協議の過程で具体的な工事内容が定まってきたため、継 続費の補正となる。今後の予定として、平成31年度に事前の施設撤去・JR貨物の路線等 の移転・解体、平成32年度から駅の本体及び自由通路の工事着手、平成34年度には駅舎の 最終的な完成が見込まれ、大きな支払いが発生する予定である。平成35年度に現在の駅前 派出所付近の駅舎の解体、東西の広場の整備を予定している」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可 決すべきものと決しております。 続きまして、議案第62号長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部 改正についてでございます。本件では、「今回の条例の一部改正によって、長期継続契約 の対象となる契約について現状どのような対応となっているのか伺う」との質疑に対しま して、「多くは契約上、自動更新となっている。単年度で予算を立てている」との答弁が ございました。

ほかにも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可 決すべきものと決しております。

続きまして、議案第63号大竹市工場立地法地域準則条例の制定についてでございますが、 まず、「条例の制定により対象となる企業の規模及び敷地面積について伺う。また、大竹 市内には対象となる企業が何社あるのか伺う」との質疑に対しまして、「敷地面積につい ては9,000平方メートル以上、建築物の建築面積の合計3,000平方メートル以上が対象とな る。大竹市内には沿岸部にある8社の企業から届け出を受けている」との答弁がございま した。

次に、「工場内の緑地面積の縮小による、環境に与える影響について伺う」との質疑に対しまして、「環境面に関し、大竹市では事業活動に伴い発生する公害等防止に向け、広島県、大竹市と企業の3者間、あるいは大竹市と企業が締結している公害防止に関する協定書に基づき、排出物質の基準を規定しており、現状では基準を達成している。また、緑地等について県や大竹市が近隣住民への環境保全の観点から整備することとなった場合、企業側は積極的に協力することも規定している。国の法律や県の条例においても、それぞれ排出物質の基準が定められており、適正に順守されているか精査し、環境保全に取り組んでいる」との答弁がございました。

次に、「本条例に罰則に関する規定がないが対応について伺う」との質疑に対しまして、 「罰則に関する規定は工場立地法が適用される。本条例は工場立地法において定められて いる緑地面積率及び環境施設面積率を変更するものである」との答弁がございました。

次に、「緑地以外の環境施設とはどのような施設であるのか伺う」との質疑に対しまして、「例えば噴水、水流、池、屋外の運動場、広場、屋内の運動施設、教養文化施設、太陽光発電の施設などが対象となる」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入ったところ、反対の立場で2名の委員から討論がございました。 まず、反対の立場では、「国の定める比率から本条例は大幅に緩和している。大竹市は 公害により住民が悩まされた経緯がある。企業の責任を軽減し、環境への配慮を欠く規制 緩和ではなく、これまでの基準を維持しながら、住民の生活を守る立場であるべきと考え る」という内容のものと、「企業の行う設備投資について反対ではないが、それに伴う住 民への健康被害や事故による影響が及ばないよう、対応策を示してほしい」という内容の 討論がございました。

賛成の立場では、「国の規定は幅を持たせていると考えている。あくまでも国の規定する下限をとっている。工業力向上を大竹市の戦略として選び、大竹市を構築された。その

ような特殊性を持った大竹市の自負を持って、条例を制定すると解釈するため、賛成する」という内容の討論がございました。

討論を終結し、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第58号大竹市議会議員及び大竹市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第66号広島県市町総合事務組合規約の変更についてでございますが、 本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しており ます

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案10件の審査報告を終わります。

○議長(児玉朋也) ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉朋也) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

11番、山崎議員。

O11番(山崎年一) ただいま議題となっております議案第60号特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について、議案第61号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、また、議案第63号大竹市工場立地法地域準則条例の制定についての3議案に反対の意見を表明します。

初めに、議案第60号並びに議案第61号でありますが、国家公務員や地方公務員に発せられた人事院勧告を市長、副市長、教育長、市議会議員に適用し、国家公務員や地方公務員とともに、みずからの期末手当を0.05月分増額しようとするものであります。人事院の給与勧告は、労働基本権を制約する代表として公務員に対して社会一般の情勢に適用した適正な給与を確保するものであり、高額な報酬を受ける特別職や議員に適用されるものではありません。今回の改定で特別職や議員の手当は年間4.4カ月分となりますが、2割増しの制度により5.28月分となります。平の議員で195万3,600円にもなります。12月10日に県職員と広島市の職員に冬のボーナスが支給されたと新聞で報道はされました。県の行政職員の平均支給額は52万6,000円で、広島市の一般職員の平均支給額は61万5,000円でありました。大竹市議会議員のことしの期末手当は2.3月分ですが、2割増しの制度で2.75月分となり、平の議員で102万1,200円となります。特別職や議員の報酬は一般職員と比べて高額であり、人事院勧告を特別職や議員に当てはめ、自分たちの報酬を上げるために市長が提案し、議員が議決をするもので、このようなみずからの報酬をお手盛りする制度は改めるべきと考えます。

以上の理由により、2議案に反対をするものであります。

なお、議案第70号大竹市一般会計補正予算(第3号)については議案第60号、61号に該

当する補正予算が計上されていますが、全体の額からすれば少額であり、あえて反対はいたしません。

次に、議案第63号大竹市工場立地法地域準則条例の制定についてであります。本件は、地域主権改革第2次一括法で、工場立地法の一部が改正され、緑地面積や環境敷設面積等にかかわる準則の策定に関する権限が地方自治体に移譲をされました。地方自治体で特定工場の立地にかかわる緑地面積等を緩和することができるようになり、基準は市の条例で市準則として定めることができ、国の基準の範囲内で大竹市として基準を定める条例であります。この条例制定後は企業にとって、設備投資や企業の立地が進む条件が広がる意見があると言われていますが、一方では、環境や公害防止、地球温暖化には明らかに逆行します。

折しも、地球温暖化による異常気象が指摘されており、本年7月の集中豪雨による被害は甚大なものでありました。世界各国が異常気象に誘発される地球温暖化に歯どめをかけようとしているときに、まさに逆行する施策と言わなければなりません。

また、本市の場合、市民の住宅と工場が近接し、従来から住戸混在地域とされています。 住民は長期間にわたって大企業等の工場から排せつされるばい煙や悪臭によって大気環境 の悪い地域で長年公害に悩まされてきました。現在でも天候などによると、住民の生活が 悪臭に悩まされる日があります。条例の対象となる特定工場は敷地面積9,000平米以上、 または建築面積3,000平米以上の工場ということでありますから、対象は大手企業、大型 の企業で、市内対象企業8社で社会的責任もある企業ばかりであります。緑地や樹木の確 保、遊休地や緑化対策は重要であります。

以上の理由から、環境悪化につながる規制緩和ではなく、広島県基準、準工業地域は緑地面積15%以上、環境施設面積は20%以上の基準を守り、地球に優しい環境、住民と子供たちによりきれいな大気を保全する立場からこの条例制定に反対するものです。

- 〇議長(児玉朋也) 他に討論はありませんか。
 - 6番、西村一啓議員。
- ○6番(西村一啓) 私は、議案第60号、それから、議案第61号について賛成の立場で討論をさせていただきます。

過去にも先輩議員の皆様が認めてきた人事院勧告、素直に受けるべきと思います。なぜならば、最近のマスコミでよく言われています、議員のなり手がない、あるいは、議員の定数不足と、そういう問題は何かといいますと、それは一般職も含めて、特別職、我々議員もそうですが、皆さんそれぞれ家庭、経済があります。その源はいただく歳費、手当でございます。これを持ってやる以上、今回のそういう査定で0.05日分ですか、この部分についての人事院勧告、素直に受けるべきと思います。そして、広島県を初め、全国の政令指定都市、あるいは、市町についてもこの政令都市、市町に対する人事院勧告に沿った支給をしているところでございます。決してたくさんではございません。私自身考えるのは、別にいただいている政務活動費、いただいているわけではないんですが、預かっているんですが、これが1カ月1万8,000円、考えてみますと、1日600円です。600円でということを控えれば、今回人事院勧告でいただく手当については私自身素直に受けたいと思いま

す。そして、これに応えるべき議員活動をしっかりすれば当然この金額が生きてくるわけでございますので、そうした意味でも議案60号、61号については賛成といたします。 以上でございます。

- ○議長(児玉朋也) 他に討論はありませんか。 3番、末広議員。
- ○3番(末広和基) 私は、議案第63号大竹市工場立地法地域準則条例の制定について賛成の立場で討論いたします。

大竹駅を出ますと、真正面に大きな石碑があり、そこには人の輪と産業のまち大竹市と あります。このまちを育ててこられた先輩方がずっと大事にしてきた2つの要素、人の輪 と産業の育成、その2つを両方とも疑うような反対討論に対して反論いたします。

北京の空は今スモッグで覆われています。かつての大竹市を思い出します。地元出身の 多くの社員の皆様を初め、遠方から大竹市に移り住まれた皆様とともに、企業の総力を挙 げ、大変な御努力をされ、今の青い空を取り戻してくださいました。国家の施策による産 業育成政策の先陣を切ってその礎を築き上げてくださいました。確かに、過去には大きな 犠牲を払ってきたことも事実ですが、この条例の制定が時代の逆行につながるほど、今の 企業が積み重ねられてこられた信用の重さは軽くありません。全ての要素においてのコン プライアンス、すなわち法令遵守の厳しさは条例システムと肩を並べても遜色はないと断 言できます。この条例は、工場立地法の国の準則の範囲内で市が地域の実情に応じて制定 が可能であることを踏まえ、対象企業と我が市が積み重ねてきた信頼関係をもとに、大竹 市の自立性を表現するよう、意味を持った準則条例制定であると思います。従来の基準で あった都道府県単位の広島県準則条例と比較すると、緑地と環境施設の割合が合計で10% 規制が緩和されることになります。これは私の試算ですが、対象企業の概算面積は恐らく 350~クタールから400~クタール程度はあろうかと思います。としますと、新たに35~ク タール以上の工業用地が生まれたことになる計算です。これからの国際社会を相手にした 新たな生産品目の生産を目指す、最新の工場の建設に御活用いただき、まちと企業、すな わち行政と市民が手を携えてともに発展するための前向きな条例制定と判断し、賛成討論 といたします。

以上です。

○議長(児玉朋也) 他に討論はありませんか。 15番、山本議員。

○15番(山本孝三) 今、賛成反対の討論があったんですが、私なりの意見を述べたいんですが、都市計画法が施行される時期、また、それに基づく大竹市の都市計画の取り組みが進むという時期、私もちょうど議席を得させていただいたので、その時期にいろいろ執行部の考え方や、それから、市民の皆さんなり、日ごろの声を代弁する議会側との非常に厳しい議論がありました。

それで、本来なら有害物質を排出する石油コンビナート、これは緩衝緑地帯を設けて、 できるだけ民家、病院、学校、こういう存在位置と隔離をするような計画をとるべきだと いうのが法的な趣旨でもあるし、先進諸国ではそういうふうなまちづくりを進めてきてお

るわけですが、大竹市の場合、特異的にかつての海兵団や潜水学校、あるいは、隣の和木 町の陸軍燃料省、こういった一連の土地を利用するということが国策の上でも企業側の要 望の強かった時期にそういう方向で動いた経過があるわけですが、大竹市もそういう流れ の中で、実際に将来の大竹市のまちづくり、市民の皆さんの健康を守り、生命を守るとい う視点からのまちづくりをどうするかということの中で、今、都市計画法に基づいて工場 用地、準工用地、あるいは、商業地域、それから、住居地域というふうに法律に基づいて 色分けがしてあるわけです。当初企業側の要望なり、県や国の指導の中では、大竹市のコ ンビナートを形成する上で、あそこの小瀬川の川土手に住吉神社というのがありますが、 あそこからどどっとおりて、今のもとあった日本通運のところですね、そこまでを準工地 帯として指定するというのが執行部の案であった。ですから、第二合成なんかは準工地域 で、あの周りに民家を建てることはできないという指定を当時の執行部側は提案されたん です。ところが、そこまで土地を、工場育成のために取り込むということになれば、大竹 市のそうでなくても狭隘な土地、それから、何百年も昔から住んでこられた人たちに生活 環境がどうなるか、生活基盤がどうなるかというふうなことを考えれば、そこまでの土地 を取り込むことには多くの皆さんの反対があったんです。私もその当時、今でも記憶して おりますが、亡くなられましたが、向井二郎さん、これは議員もおやりになったし、執行 部で長年経験を積まれて、確か議長にもなられたんじゃないかと思います。その向井二郎 氏がその担当職としていろいろと議会側に説明をしたり、地域の皆さんに説明をされると いう役割を果たされたんですが、私も随分口角泡飛ばして議論しました。それで結局、地 域割は狭くなったんです。そうせざるを得ない大竹市の土地柄なんです。それは私らも当 時姫路のほうまで視察に行きました。あそこなんかは1キロ緩衝緑地帯を設けているんで す。ちょうど工場が誘致された直後に爆発事故が起きましたよね、ダイセルの。そのとき にも随分、私は議員ではありませんでしたが、議会傍聴した際にも多くの議員からそうい うことが、事故が起こり得ると、その際に誰が住民の生命、健康を守る上での責任をとる のか、結局は執行部であり、議会ではないか。法的な根拠のある区割りをできるだけ住民 サイドで考えるのが市としての責任だという議論が大勢を占めて、結局当初の案は撤回さ れたんです。今はまた新たな環境問題がありますが、亜硫酸ガスにしても、海域の汚水の 排出にしても、総量規制ということがやかましく言われまして、環境保全に鋭意取り組ん でいる。その上、さらに移動性の化学物質、これは最近になって調査もしたり、それが健 康にどう影響を与えているかというようなことを医学的にも調査をするようなことになっ てきましたが、これは実際には相当おくれとるんです、日本は。そういうことでの健康調 査なんかを大竹市は一回も実施しておりません。あれだけ問題になる化学物質の人体に与 える影響、健康被害、こういうことについて医師会と相談をして、そういうことの影響調 査をやったことがありますか。だから、公害問題にしても、環境問題にしても、まだまだ 企業優先型の施策になっとるんです。そういうことを棚に上げて、あたかも工場がどんど ん大きくなりさえすればええんじゃというふうな論法は考えを改めるべきだというのが私 が議席を得させてもらって、今日まで海域のあの赤水、亜硫酸ガスによるこの議員バッチ だってさびて、議員からも苦情が出るような時期があったんですから。あそこの本町の今

おやめになりましたが、仏壇店がありましたが、あの仏壇の金箔が亜硫酸ガスのために赤 茶けて商品にならんというようなことまで空気の汚染を市民は受けて苦労したんです。だ から、そういうこれも先輩の皆さんの公害に取り組んで、公害防止を鋭意やってこられた 人たちの大きな足跡なんです。それで、企業が亜硫酸ガスをばらまいたんじゃ困るという 世論に押されて、今度は煙突を120メートルまで高くしている。ところが、結果的には宮 島の松枯れを起こす。広範囲に空気汚染を及ぼして、私も宮島の松枯れのことでは環境省 に2度も陳情に行きました。そういう経過を経て、総量規制になったんです。じゃあ、今 度新たにこういうことを条例までつくるというんなら、総量規制をする場合に公害防止協 定の中身はどうなるのか、増設する施設がどういうことを市として心配せにゃならんかと いうふうなことまで含めて、この間の総務文教委員会の説明じゃあ、あらせんじゃない。 いや、あれは工場立地法でどうのこうの、工場立地法があろうがなかろうが、実際に市民 の生活と毎日接点を持っているのはそこにおられる執行部の部長や課長の皆さんでしょう。 それが工場立地法がどうのこうのというひとごとのようなことを言って、市民に説明つき やせんのじゃけ、この場もテレビで中継されておりますが、工場周辺の人だってそうでし ょう。工場防災のために北栄や東栄、西栄、地域指定をされとるんです。そういうことを 考えれば、環境問題について、いささかも手を緩めてはいけんのです。そういうことを踏 まえて対応をしてほしいというのが私の思いで、あえて意見を述べさせてもらいよる。生 意気なようですが、心して取り組んでいただきたいと、こう思います。

- **〇議長(児玉朋也)** 賛成ですか、反対ですか。
- **〇15番(山本孝三)** だから、今議員の皆さんの中にもさっきのような賛成討論するような 人がおられるから、そういう認識を改めてもらわにや困る。そういうことで、厳しいよう だが、態度としては反対です。
- ○議長(児玉朋也) 他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉朋也) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本10件のうち、議案第58号大竹市議会議員及び大竹市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、議案第59号一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、議案第62号長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について、議案第65号大竹市手すき和紙作業所設置及び管理条例の制定について、議案第66号広島県市町総合事務組合規約の変更について、議案第69号指定金融機関の指定更新について、議案第70号平成30年度大竹市一般会計補正予算(第3号)の7件について一括採決いたします。

本7件に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。本7件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉朋也) 御異議なしと認めます。

よって、本7件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第60号特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(児玉朋也) 起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第61号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(児玉朋也) 起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第63号大竹市工場立地法地域準則条例の制定についての起立による採決を いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

「替成者起立〕

〇議長(児玉朋也) 起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。再開は13時です。よろしくお願いいたします。

~~~~~

11時49分 休憩

13時00分 再開

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

**〇議長(児玉朋也)** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~~

日程第20~日程第26〔一括上程〕

議案第64号 大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例及び大竹市重度心身障害者医療費 支給条例の一部改正について

議案第67号 財産の無償貸付けについて

議案第68号 工事施行協定の締結について

議案第71号 平成30年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第72号 平成30年度大竹市土地造成特別会計補正予算(第2号)

議案第73号 平成30年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第74号 平成30年度大竹市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(児玉朋也) 日程第20、議案第64号大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例及び大 竹市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正についてから、日程第26、議案第74号平 成30年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)に至る7件を一括議題といた します。

本7件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、田中実穂議員。14番。

生活環境委員会議案審査報告書

平成30年12月4日、第5回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第64号	大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例及び大竹市重度心 身障害者医療費支給条例の一部改正について	原案可決
議案第67号	財産の無償貸付けについて	原案可決
議案第68号	工事施行協定の締結について	原案可決
議案第71号	平成30年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第72号	平成30年度大竹市土地造成特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第73号	平成30年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第74号	平成30年度大竹市後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第1号)	原案可決

平成30年12月7日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

生活環境委員長 田中 実穂

〔生活環境委員長 田中実穂議員 登壇〕

〇生活環境委員長(田中実穂) それでは12月4日の本会議におきまして、生活環境委員会 に御付託をいただきました議案7件につきましては、7日に委員会を開催し、審査を行い ましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告申し上げ ます。 まず、議案第68号工事施行協定の締結についてでございますが、本件では、「整備後の駅舎の中では、にぎわいづくりが可能なスペースは設けられるのか、また、駅周辺でのにぎわいづくりに関してはどのように考えているのか伺う」との質疑に対しまして、「自由通路は有効幅員が4メートル程度で、通行への影響もあり、イベントを行うことは難しいが、壁面部にスペースができるので、市の情報発信などでの活用を考えている。実施設計の際には、JR側に協力をお願いしたい。また、駅周辺のにぎわいづくりに関しては、西口広場に交流広場を設け、市民がイベントなどで活用できるようにすることを検討している」との答弁がございました。

次に、「整備後の東口広場付近を往来する車両と、駅利用者の交通事故防止対策の検討状況について伺う」との質疑に対しまして、「現在の整備案は、交通の安全面に配慮して検討した結果である。安全対策については、視認性の確保や、一時停止等のソフト面での対応も考えている。今後、関係者と協議をして、より安全が確保できるよう検討していきたい」との答弁がございました。

次に、「車椅子の方などの駐車場所等について、雨天の際、車から駅舎までぬれないように移動できるよう工夫を検討しているのか伺う」との質疑に対しまして、「駅舎とバス・タクシー・身体障害者用の駐車場所等の間については、連続して屋根を設置し、雨にぬれずに移動できるよう計画している」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが本席では省略いたします。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決 すべきものと決しております。

続きまして、議案第72号平成30年度大竹市土地造成特別会計補正予算(第2号)でございますが、本件では、「平成30年度にイズミ駐車場の土地の一部を売却し、1億6,800万円の収入があり、返済に充てる見込みとしているが、対象となる面積、単価について伺う。また、平成31年度~平成34年度では当該土地の売却収入を4億8,000万円で想定しており、平成30年度との合計で6億4,800万円となる。平成26年度の資料では、合計8億円以上の売却想定額であったが、額が下がった理由を伺う」との質疑に対しまして、「平成30年度売却見込の平方メートル当たり単価は7万2,200円、面積は約2,330平方メートルである。残りの売却予定面積は約6,600平方メートルとなる。また、地価公示等を見ると、地価は下げどまりとなった地域も見られるが、大竹市内においては下落傾向が続いており、今回の平方メートル当たり単価7万2,200円によって残りの面積も売却すると想定した場合、平成26年度の資料と比較し、売却想定額が下がることもやむを得ないと考えている」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可 決すべきものと決しております。

続きまして、議案第67号財産の無償貸付けについてでございます。本件では、「仮契約の相手方である社会福祉法人美和福祉会においては、障害者の地域生活を支援する拠点の整備を実施するに当たり、どの種別の障害者の受け入れが可能なのか伺う」との質疑に対しまして、「大竹市としては、「主として知的障害者を対象」として事業実施者を公募し

たが、同法人では身体・知的・精神の3障害への対応を可能とする予定である」との答弁 がございました。

次に、「本事業の実施に当たっての、地元の松ケ原地区の住民の方との協議・調整等の 状況について伺う」との質疑に対しまして、「本事業では、松ケ原地区の振興への寄与も あわせて期待をしている。自治会を含めて地元住民の方とは、3度話し合いの場を経た上 で、今回の議案上程に至っている。地元の方が現在行っている活動を継続できるようにす ることと、農業を中心として地元振興に寄与することの、主に2点の要望を受けており、 おおむね理解を得ている。また、年に1度は地元と事業実施法人と大竹市の3者で協議の 機会を持つこととしている」との答弁がございました。

次に、「社会福祉法人美和福祉会に期待する、今後の事業の展開などについての考えを 伺う」との質疑に対しまして、「大竹市には今まで地域生活支援拠点を担う法人がいなか ったため、今後、同法人が中心となり進めていってもらいたい。同法人では5年以内にグ ループホーム、ショートステイを実施する予定としており、夜間や緊急時などの対応の可 能性に関しても期待している。また、現在、大竹市が担っている基幹型の相談業務の委託 の検討についても視野に入れている。いずれも同法人の状況を見きわめつつ、進めていき たい」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可 決すべきものと決しております。

続きまして、議案第64号大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例及び大竹市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正についてでございますが、本件では、「受給資格の緩和につながる改正とのことだが、改正条文の中に「その他の災害により被害を受けた者」とあるが、「その他の災害」の内容と被害金額の要件は定められているのか伺う」との質疑に対しまして、「「その他の災害」とは「住宅の全壊、半壊、全焼、半焼など、またはこれに準ずる被災」とされており、失火、放火、不審火等によることが考えられる。また、被害金額の要件は定められていない」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可 決すべきものと決しております。

続きまして、議案第71号平成30年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、 議案第73号平成30年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第1号)、及び、議案第74号平 成30年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の3件は、一括して審査をい たしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本3件では、「債務負担行為の補正において、緊急通報システム管理運営に要する経費に、限度額5,000万円以内として計上がされているが、利用状況について伺う」との質疑に対しまして、「緊急通報システムの直近の利用者は290名である。利用者は24時間対応のコールセンターにボタンで連絡ができ、また、同センターからも利用者へ毎月一回、様子をうかがう電話をしている。平成29年度の利用件数は延べ1,933件、このうち緊急時で

の利用は29名であった」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本3件は原案のとおり 可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案7件の審査報告を終わります

○議長(児玉朋也) ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(児玉朋也) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉朋也) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本7件を一括採決いたします。

本7件に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。本7件は委員長の報告の とおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉朋也) 御異議なしと認めます。

よって、本7件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第27 議案第75号 大竹市議会基本条例について

**〇議長(児玉朋也)** 日程第27、議案第75号大竹市議会基本条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、寺岡公章議員。

〔議会運営委員長 寺岡公章 登壇〕

○議会運営委員長(寺岡公章) それでは、議案第75号大竹市議会基本条例の制定について、 提案理由を御説明いたします。

大竹市議会は、大竹市長とともに2つの代表機関のそれぞれが異なる特性を活かして大 竹市民の意思を代弁する責務を負っており、市民に対して二元代表制の実効性を高め、議 会の責務を常に自覚して、最良の意思決定を行うことにより、市民福祉の増進はもとより、 地方自治の本旨の実現を使命として活動するものでございます。

議会は、市民から直接選挙で選ばれた大竹市議会議員による合議制の機関でございます。 その使命を達成するために、市民に開かれた議会、市民参加を促進する議会、市民に信頼 される議会を目指し、本条例案を御提案するものでございます。

本条例は、議会及び議員が市民の意思を反映した積極的な活動を行い、市民の負託に応えていくため、市民と議会の関係、市長等と議会の関係など、議会や議員のあるべき姿や

議会運営に関する基本的事項において全22条で構成しております。

なお、この条例の施行日は公布の日としております。

議員各位におかれましては、どうぞ本案の趣旨に御賛同いただきまして、御議決いただきますよう、お願い申し上げまして提案説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長(児玉朋也) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉朋也) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉朋也) 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

11番、山崎議員。

〔11番 山崎年一議員 登壇〕

**〇11番(山崎年一)** 発言通告をしておりますので、通告に従って議会基本条例の反対の討論をいたします。

複数の疑問点や議員としてどうしても私が看過できない部分がありますので、問題点を 指摘し、討論としてみたいと思います。

初めに、今回の議会基本条例の作成については、平成23年2月23日に当時の西川議長に山本孝三議員と私、山崎が大竹市議会基本条例の制定について申し入れをしたことから始まっております。当時の申し入れ文を引用しますと、中国地方の自治体で議会基本条例制定への動きが拡大しています。広島県下においても呉市、三次市が昨年制定され、中国地方では準備中が22議会、20.9%、検討中は38議会、34.9%に上っています。地方分権とともに地方議会の重要性が叫ばれる中、我が大竹市議会においても地域住民の信頼と開かれた議会を目指し、議会の役割を強化しなければなりません。本市議会におきましても、条例の制定に向けて検討いただくとともに、早期実現を図られるよう、申し入れするものでありますとし、議会基本条例に規定すべき問題として、項目として、1、議会の組織に関する事項、2、開かれた議会、わかりやすい議会、3、行政のチェック強化する事項、4、審議を深める事項、5、政策提案型議会、6、住民参加に関する事項、以上6項目、25細目について申し入れをさせていただいたのが最初の発端であります。

その後、議会としても前向きに捉えていただき、条例制定の前段として議会基本条例に 制定されるであろう、議会報告会から始め、実績をつくり上げながら条例制定を目指す方 向性が示され、議会報告会を開催することとなった経緯があります。そういった経過から しても、この議会基本条例は一番制定すべきとの思いで、私は強く議会改革調査会に参加 し、力及びませんでしたが、審議に参加させていただきました。

ところで、議会基本条例案第19条にあります、議員報酬についてであります。第19条3項では、議員報酬の改定に当たっては、大竹市特別職等報酬審議会の答申を尊重することとすると規定され、解説の2の項では、議員報酬は社会経済情勢、本市の財政状況、他市議会の報酬額も考慮し、また、議員活動等の状況を反映することに重きを置いて決定することを定めていますとしており、3項では直接請求や委員会又は議員からの提案等にかかわらず、議員報酬を改定しようとする際は市長の諮問機関である大竹市特別職報酬等審議会の開催を要請し、その答申を尊重するとあります。

住民の直接請求制度は地方自治法74条に規定され、住民に認められた住民の権利であります。住民が議員などを通さず、直接その機関に対して一定の要求を行うこと、直接民主制の一形態として認められたものであります。住民の直接請求制度で条例の改正を求められたものを解説にあるように、直接請求制度にかかわらず、大竹市特別職報酬等審議会の答申意向に沿って決められることになり、議会としての自主性も議決権も無視するものであります。大竹市特別職報酬等審議会の答申があれば、議会の審議権も議決権も要らない、議会は大竹市特別職報酬等審議会の答申があれば、議会の審議権も議決権も要らない、議会は大竹市特別職報酬等審議会の答申を追認することにしかありません。また、議員提案の場合も大竹市特別職報酬等審議会の答申を尊重すると解説にあります。議員提案の報酬改定は全会一致での提案もあります。議員が提案したものをみずから審議し、議決する能力も技能も持ち合わせていないことになります。今議会での議員の期末手当の増額が提案されました。都合のよいときだけは大竹市特別職報酬等審議会を使う。都合の悪いときは大竹市特別職報酬等審議会に触れない。このような議会の対応は市民の皆さんの批判を受けることとなり、市民の理解は到底得られません。

次に、大竹市特別職報酬等審議会は市長の諮問機関であります。委員の指名権、会議の 開催権は市長権限であります。大竹市特別職報酬等審議会の意見尊重の前に、直接請求さ れた住民の意見を十分に考慮し、多様な市民の意見を議員として十分に把握、真摯に審議 することこそが議員の最低限にとるべき道であります。

最後に、議会基本条例制定の基本的な考え方について申し上げます。

議会基本条例の制定については、全会一致で提案され、議会議決がなされるべきと考えています。本件議会基本条例案は議員15名中議長を除く14名で採択されることになります。本件条例案は、今のところの判断では、数名の議員が反対される予定と伺っております。14名しかいない議会で多数の議員が反対するような議会基本条例は制定すべきではありません。もう一度再議し、全員一致で条例制定がされるよう、合議を目指すべきであります。この条例を守り、発展させるのは私たち議員であります。賛成が多数ということで制定されても、議員一人一人がこの条例を親しみ、みずからの責務として、また、議会基本条例をひとみのように大切にしなければ、制定の意味が見出せないのであります。

議会基本条例案の前文にもありますように、大竹市民の意思を代弁する責務を負ってお

り、二元代表制の実効性を高め、議会の責務を常に自覚して、最良の意思決定を行うことにより、市民福祉の推進はもとより、地方自治の本市の実現を使命として活動するものであるとあります。同じく議会は議員の合議制の機関である。私たちはその使命を達成するために市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会、市民に信頼される議会を目指すとあります。基本条例に美辞麗句を並べても中身が整わなくては意味がありません。改めてもう一度申し上げます。議会基本条例は次の3月議会や6月議会に目標にして、全会一致で制定されるよう、合議制の機関としての責務を果たすべきであります。今こそ合議制の機関としての役割を果たそうではありませんか。

以上のことから、本議会基本条例案は本来議会基本条例が定めるべき責務から逸脱し、 議員の審議権、議決権を束縛するものであることを明らかにし、このような条例制定は市 民の理解を得るどころか、市民を愚弄し、ないがしろにするものと判断し反対するもので あります。

議会基本条例は私たち議員の最高規範であると規定されています。最高規範としての議員の前にさん然と輝く基本条例をつくることを提案し、反対討論といたします。

- ○議長(児玉朋也) 他に討論はありませんか。
  - 9番、網谷芳孝議員。
- **〇9番(網谷芳孝)** 私は第75号大竹市議会基本条例の制定についてに対し、賛成討論の立場で意見を述べさせていただきます。

大竹市議会基本条例制定につきましては、数年前から広島県内の23市町の中で議会基本条例制定を決定されているのはほとんどの市町で制定されております。今現在の未制定の市町は本市を入れて2市だけとなっている状態でございます。だからどうなのというような意見が出そうでもありますが、ある程度は近隣市町の状況等も考慮しながら、議会基本条例制定作成に向けての作業に加速度を上げる必要があるのではと私は常々思っていたところでございます。

そのような状況の中で、数年前から議会改革調査会のほうでも近隣市町の基本条例等を取り寄せ、また、会派からの意見の提出を促しながら、いろいろな角度から調査、研究をしてまいった経緯は私自身、今は調査会のメンバーではございませんが、幾度かの傍聴させていただきましたが、特には本年3月より先月11月の期間には20回近い議会改革調査会を集中的に重ねておられます。議会改革調査会所属の議員の皆様の御苦労は大変なものであったと、私は推察いたします。

そのようなことから、このたびの大竹市議会基本条例の作成には並々ならぬ努力の跡が うかがえるものと思いますことからも、先ほど申しましたとおり、約9カ月の間あれほど に集中的に審議されましたことから、少なくとも調査会のメンバーの中からこの時点にお いて反対の立場での意見が出ることについては私自身、到底驚きとともに理解に苦しむと ころでございます。

したがいまして、大変残念ではありますが、これから先何度か審議を重ねて全議員の賛同を得ることができれば、これにこしたことはありませんが、反対討論されている議員の皆さんにとっては並々ならぬ思い等があろうかと推察できますことから、これ以上の審議

を重ね、時間を費やしても好転する可能性はほとんどゼロに等しいかと私自身は思います。 以上のようなことから、このたび上程されております大竹市議会議員基本条例制定に対 しましての私の賛成討論とさせていただきます。

以上、終わります。

- ○議長(児玉朋也) 他に討論はありませんか。
  8番、大井議員。
- **〇8番(大井 渉)** 市民の味方の大井でございます。議案第75号基本条例の制定について 反対の立場で討論をさせていただきます。

議長の諮問機関に応じて長時間にわたり条例案をまとめ上げられたことに対しましては 敬意を表するところでございます。議会基本条例の議案については、慌てて制定する必要 は、理由が、制定する理由が私には見つかりません。全国で初めて議会基本条例を制定し た北海道の栗山町議会に問い合わせをいたしました。以前もここの議会で発言して、また 言うのかと思われる方もおられるかと思いますけど、もう一度述べさせてもらいます。

北海道の栗山町が全国で初めて議会基本条例を制定されました。丁寧に電話対応をしていただきました。三、四年前のことです。そこで、栗山町の隣町である夕張市が財政破綻をしたのがきっかけだと聞きました。夕張市議会は機能していなかったのです。そこで、栗山町民は、隣町の夕張市のようになったら大変だという声が上がり、議会に対して執行部により強く監視することを求められたそうでございます。そこで、議会は全国議長会のなどに相談して、町民との約束を交わすことが議会基本条例を制定することにつながったと聞きました。口約束ではどうしても町民が納得しないので、書面にして町民への約束を議会基本条例という形にしたということでございます。それだけのことでございます。私はこの議会基本条例を読ませてもらいましたが、法律や条例の枠組みで目新しいものは何もないですねと、栗山町議会の議会事務局の方と話す中で、そうです、何ら目新しいものは書いてありませんし、法律や条例を超えるものは書けません。町民との書面での契約書と思っていただいて結構ですと、そういって話してもらいました。大竹市には議会基本条例は現在ございませんが、議会運営に影響があるかといえば、何も今のところないと思っております。1,700の自治体で大多数の議会が栗山町の議会基本条例をまねて字句など一部その地域に合ったような形で変えて制定しているのが、現状ではないでしょうか。

大竹市での議会報告会も参加される市民は、いつも同じ人が非常に多く、なかなか参加者もふえません。なぜ政治に関心がないのでしょうか。本気で考える必要があります。議会基本条例を急いで制定する必要はないと思います。これ以上、人口減少、財政が健全化されなければ、議員定数や議員報酬も見直さなければなりません。そのときまで待つという選択肢もあるのではないでしょうか。

あるいは、来年8月に議会の市議会議員の改選がございます。9月の議員で制定されると、そういう選択肢もあろうかと思います。真の二元代表制の責任を果たしているか、自問自答しますと、今の大竹市議会はもう少し二元代表制を勉強し、それから上程するべきではなるまいかと、そういう我々の会派の結論に至りましたので、以上の理由により反対の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長(児玉朋也) 他に討論はありませんか。

14番、田中議員。

O14番(田中実穂) 私は今議案第75号の議会基本条例制定に賛成の立場で討論をさせてい ただきます。

実は、平成27年の改選後、10月でございました、第1回の議会改革調査会がございまして、不肖、私が会長に、藤井議員が副会長に就任をいたしまして、それから、現在の大竹市議会でどういったことを重点的に検討していこうかということで委員の皆さんと協議をいたしました。その中に議会基本条例、広島県内でも14市のうち11市が制定している。していないのは大竹市もその一つでありますし、安芸高田市、竹原市とこの3市だけでございました。ということで、それでは議会基本条例に取り組もう、また、それとあわせて、最近とみにうたわれるようになりました、ICTのこともあわせて検討していこうという、この2つを議会改革調査会として検討していくことになりました。

その中で、委員の中からどれを最優先にすべきかということで、議会基本条例をぜひ制定しようというのがこれが議会改革調査会の皆さんの意見でございました。よって、県内また、京都府の京丹後市等のほうからの議会基本条例を取り寄せて、事務局にお願いをして取り寄せて、そして、それをしっかりと検討し、どういうことがうたわれているのかというところから始めました。以来、全員でというわけにいきませんので、その中から4名の委員と正副の会長ということで進めさせていただきました。計7回だったと思いますけれども進めてまいりました。

そうした中で、平成28年に一応基本条例の条文だけはできたんですけれども、時間の関係、あるいはまた、そのほかの編成等も、委員会の編成等もありまして、その後、細川会長、また、山崎副会長にその後を任せての逐条解説に及んで、そして、やっと先月の終わりにきちっとした逐条解説もできたという段階まできております。ですから、この基本条例を策定するに当たっては、議会改革調査会での皆さんの意見を尊重し、そしてまた、その中の意見をしっかりと踏まえた上で、各自治体のそういった議会基本条例も参考にしながら、大竹市としての議員として今さっきありましたけれども、大竹市の議員として、議会として合議制の機関であるというのがうたわれてあるんですけれども、お互いに意見を尊重しながらつくり上げたこの議会基本条例、私は何人かの人が反対するからというものでは決してないと思います。皆さんが望んでつくろうということでやってきた、その努力を無にすることは私はいかがなものかというふうに思っております。

議会基本条例ですから、議員として当然であるということはこの中にうたってあるわけですよね。当然議員としての議員の資質というものも含めた上で、常識豊かなということも、これも文書にするまでもなく、当たり前のことなんです。そういったことをしっかりと私ども受けとめて、今回作成したというふうに思っております。

先ほど議員報酬の件で、19条の件で意見がございました。住民の直接請求を無視する、 あるいはまた、大竹市特別職報酬等審議会の追認だというような発言がございましたけれ ども、最良の意思決定こそ私は第三者によるこのつまり大竹市特別職報酬等審議会の意見 を尊重するということになろうと私は思います。決して市民を愚弄するような、そういう ものではないというふうに強く反論をしておきたいと思います。

それから、市民の味方のほうの発言もございましたけれども、長時間、意見を、あるいはまた闘わせ、時間をとってつくったその議会基本条例であることは推測できますということでしたけども、そのとおりであります。北海道の栗山町のこともありました。もちろん最初にできた議会基本条例がいわゆる基本になることは、それは同じ、どこも同じと思うんです。その次にできたところはそこを参考にしてつくるということですから、ただ、議会として、議員として、きちっとした議員としての資質ということもうたわれていると思います。つくったからといって議会運営によるには何の影響もないんだから、今でなくてもいいんじゃないかという意見がありましたけれども、そうではないと思います。この一番最初申し上げましたけれども、議会基本条例をつくろうというのは我々が決めたことなんです。議会改革調査会で決めたことなんです。それを2年ちょっと、3年近くかけてここまでやってきたという、そのことについては私は少し見方が違うのではないかなというふうに思います。

議会改革調査会のみんなでつくったこの議会基本条例、私は立派なものだというふうに 思っております。自信を持って今回議会運営委員会のほうで上程されたわけですから、私 は賛成の立場でこれからもこの議会基本条例をしっかりと勉強もしてまいりたいというふ うに思います。

以上です。

○議長(児玉朋也) 他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉朋也) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第75号を起立による採決いたします。

本件について、賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(児玉朋也) 起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決しました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉朋也) 御異議なしと認めます。よって条項、字句、数字、その他の整理は、 議長に委任することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。 定例会閉会に当たり、市長から挨拶があります。 市長。

#### 〔市長 入山欣郎 登壇〕

**〇市長(入山欣郎)** 本日、ここに大竹市議会定例会を閉会するに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会では、議員各位におかれましては、御提案申し上げました各案件を終始熱心に、慎重に御審議いただきまして、いずれも原案のとおり議決、あるいは同意を賜りました。ここに厚く御礼を申し上げます。

議員の皆様からいただきました貴重な御意見、御要望につきましては、これをしっかりと検討させていただきまして、今後の市政運営に反映させてまいりたいと考えております。つい先ほど大竹市議会基本条例が制定されました。敬意をあらわします。大竹市議会は市民の意思を代弁する責務を負い、その責務を常に自覚して最良の意思決定を行い、市民の福祉の増進はもとより、地方自治の本旨の実現を使命とする合議制の機関として定義されました。

本日、ここは市の最高の意思決定機関、議会のそれも最重要会議の本会議の場でございます。今後、市民の皆様が疑念を膨らませたりすることのないように、都度、都度申し上げたいというふうに思います。

背任での警察への告発、慎重な捜査の結果、自分自身への、また、特定業者への利益を図った行為、疑いに対しまして不起訴が決まり、先ほどまた一議員から発言がありました、私の発言した議事録全て、さらに提出されました全ての書類を審査され、最高裁判所で議会議決の正当性が判決をされました。その上に附則意見で、市の担当部局の予定価格はそれ相応の理由に基づくもので、恣意的に定められたものとは言えないし、低廉過ぎるということはできない。本件譲渡が公募で競争性のある手続で行われ、その対価は市場価格を相当程度反映したものという見方ができる。適正なものではなかったということには疑問を禁じ得ない。最高裁判所ではっきりと判決をされました。どうか、誤解のないように御理解をいただきたいというふうに思います。

これから年末年始を迎え、何かと多忙な時期ではございますが、議員の皆様方におかれましては、どうか御健康には十分に留意されまして、ますます御活躍されますことをお祈り申し上げます。

以上、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。 **〇議長(児玉朋也)** これにて、本日の会議を閉じ、第5回大竹市議会定例会を閉会いたします。

13時41分 閉会

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年12月18日

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 北 地 範 久

大竹市議会議員 西 村 一 啓